

先付近のA中学校での事件が基になった本

件刑事裁判に関心を寄せ、裁判の傍聴や訴

訟記録の閲覧等の調査、研究を行っていく

過程で、体罰に関する問題一般についても

研究課題として取り上げ、調査結果や研究

結果を種々の論文や著作として発表してき

た。そして、前記東京高裁判決が出された

昭和五六年四月に、同事件に関心を持つ体

罰について話し合う父母、教師等の集まり

である「子どもを守る懇談会」が六十余名

参加の下に水戸市内において開催されたが、

これに請われて出席したYは、同集会後間

もなく、「体罰に教育効果はある?！」と

題する特集を組んだ月刊誌「教育の森」に、

同集会の内容を織り混ぜながら、前記東京

高裁判決の事実認定上及び法解釈上の問題

点と、A中学校教師の教育的文化的責任を

指摘した本件論文を作成し、その中で、X

やA中学校及びBらの実名(本稿で「X」

等と置き換えた部分)を挙げつつ、次のよ

うな摘示を行った。

①「被告人教師のトントんと手拳でない形

で軽く頭をたたいたという主張は、本人が

言うだけで、そうであるということは一、

二審とも全く証明されていない。」

②「それでは、懲戒行為を受けた「B」君

は「X」教諭の主張に何といつているので

あろうか。証言していない、否、証言がで

きなかつたのである。「事件」から八日後

に生徒は脳内出血で死亡したのである。」

③「学校、教師層、PTAの中枢には、こ

の事件が被告人教師の暴行罪成立の有無

(傷害致死罪ではなかったかという疑問は、

今なお当時の生徒、父母、報道関係者の中

に残りつづけている)をこえた、生徒、父

母、住民の学校、教師たちに対する深刻な

教育的、人間的不信感、信頼関係の崩壊と、

いう重大な教育問題であるという視点が完

全に欠落していた。」

④「自らがつくり出した原因による信頼関

係の崩壊から新たな教育的信頼関係を形成

しなければならぬという教育的文化的責

任を、「X」教諭を含めて全教師が負って

いるという自覚が全くなかつたのである。」

⑤「「A」中では「X」先生だけでなく、

体罰は必要だと思っていた先生はいました、

実際にやってたから。でも「X」先生の場合

はヒステリックだったのです。カッとし

た姿がイメージとしてわくのです。」

⑥「他のお母さんは、私の息子も「X」先

生には殴られたんだけど、殴られない人は

少ないらしいんですよ、と言っているのだ

す。それも有無を言わず職員室に引っ立

てられてって、他の先生が見ている前でい

きなり殴られたというのです。」

⑦「1「女教師体罰事件」の真実を明らか

にすること」

本件は、XがYに対し、本件各記述がX

の名誉を毀損するとして、損害賠償及び謝

罪広告を求めたものである。

判決要旨

第一審、第二審とも、Xの請求を全て棄却したが、その理由付けはやや異なる。

【第一審判決】

前記七項目の記述は、いずれも、Xが本件刑事裁判第一審判決認定のような暴行を加えた疑いがあること、BがXの有形力行使により死亡した疑いがあること、Xを含むA中学の教師には、事件を契機として崩壊した教師と生徒、父母との信頼関係を新

たに作り上げなければならぬという自覚が欠けており、Xには刑事責任とは別の教育的文化的責任があること、Xが日ごろから怒り易く、かつ、しばしば生徒に体罰を加えることがあったこと、Xの無罪が確定した本件刑事裁判の結果に対してXの主張を否定して再度事件について検討すべきであること、が述べられており、これらがXの名誉を毀損することは明らかである。

しかしながら、本件に関する事実や見解を執筆、公表することは、「体罰に関する認識、理解を深め、公共の利害に関する事項にかかる」。又、Yは従来から体罰問題を研究してきており、「本件論文に格別私憤にかられて記述したことを窺わせるような不穏当な表現方法もないこと等を併せ考慮すれば、本件記述はいずれも専ら公益を図る目的から執筆、掲載されたもの」である。さらに、「確定判決において認定された事実は、一事不再理の原則等の要請から訴訟上容易に動かし難いものとなるが、あくまで訴訟は一定の証拠に基づく裁判所の判断に過ぎないものであるから、確定判決において認定された事実といえども、これ

が客観的ないしは絶対的な真実であるとはいえないことは他言を要しないところであつて、確定判決により認定された事実と異なる事実を摘示して他人の名誉を毀損した場合といえども、直ちには右事実が真実でないといえないのであり、これが真実かどうかは改めて検討されなければならない」。そして、本件各記述については、本件刑事裁判において、第一審で一旦有罪判決が出たり、Bの両親による民事訴訟も提起されていたこと、Yは本件刑事裁判を傍聴し、訴訟記録をも精査したうえで本件論文を作成していること、及び本件論文を作成する契機となつた集会の開催経緯、集会の進行状況等からすれば、「Yによる記述内容は、真実であるか、仮に真実でないとしても、Yがこれらを真実と信ずるにつき相当な理由があつたものというべきである。」

【第二審判決】

本件論文における記述は、⑤及び⑥を除くと、いずれも本件刑事裁判結果やA中学における教育体制のあり方についてのY自身の見解を述べているものであり、X個人を非難しているものではないから、Xに対

する名誉毀損を構成しない。

⑤及び⑥の記述に関しては、その内容が公共の利害に関する事項に係り、専ら公益を図るためにしたものと認められ、かつ、本件論文が作成された経緯を見る限り、Xを無罪とした東京高裁判決があつたことを考慮しても、真実であるとYが信じるにつき相当の理由があつたものと認められるから、Xに対する不法行為を構成しない。

「なお、Yは、本件論文において、Xの実名を記している点にいささか配慮の欠くところがみられないわけではないが、本件論文が書かれた当時、既にA中事件については、……新聞で広く取り上げられXの名前も公知の事実となつていたこと及び本件論文が掲載された雑誌月刊「教育の森」の内容、性格等を考えれば、このことをもつて、Yの行為が正当行為の範囲を逸脱しているとはできない。」

争点の検討

本件は、具体的事件を題材とした研究論文中の記述が当該事件の当事者に対する名

誉毀損を構成するかが争われた事案であり、その判示は第一審、第二審とも、相当興味深いものを含んでいる。

名誉毀損とは、対象者の社会における客観的評価を下げる事実を摘示することであり、摘示に係る事実関係が真実であるか否かを問わず、刑事民事双方の責任を生じさせることに特徴がある（刑法二三〇条参照）。

但し、真実に基づく建設的批判が一切公表できなくなることは、例えば犯罪報道などを考えれば明らかなどおり、逆に問題を生じさせるため、現在では、摘示された事実が公共の利害に関する事項に係り、摘示が専ら公益を図るために行われ、かつ、摘示された事実が真実であるか、仮に真実でないとしても真実であると信じるにつき相当の理由があつた場合には、名誉毀損とならないとの判例法理が確立している（最高裁判所昭和四一年六月二二日判決）。本件でYの責任が否定されたのも、この判例法理が適用された結果である。

冒頭に述べたとおり、社会科学に関する論文は、特に本件論文のように具体的事件を題材とするものとなると、具体的事実や

当事者に対する評価を検討の対象とせざるを得ないことから、常に当事者に対する名誉毀損を構成する可能性がある。判例における一つの明らかな基準は、裁判において

裁判所が認定した事実（当事者の主張では不可）を基に記述されたものについては、上級審で認定が覆つたなど、後に真実でないといふとされた場合でも免責の対象となるとするものであるが（最高裁判所平成一一年一〇月二六日判決）、本件では刑事裁判が確定した後に研究者が独自に調査検討を行つた結果作成された論文における記述が問題となつたものであり、従来の基準が必ずしもそのままあてはまらない。理論的には、

第一審の判示するとおり、確定した刑事裁判といえども、証拠法則との関係などから客観的真実と異なる場合があり得るが、裁判の当事者が常に社会から好奇の目でさらされる恐れがあることを考えると、この判示に対する批判的見解も十分生じうるであろう。又、本件論文でYはXの実名を挙げ、報道その他の社会慣行から辛うじて違法の評価を免れたものであり、現在であれば、

具体的事件を題材としたものであつても、異なる結論が導かれる可能性が高い。

結局、本件では、本件刑事裁判が社会的に注目されたものであつたことのほか、Yの研究動機や本件論文の作成が私的利益に基づくものでなかつたことが、Yの責任を否定する主要な原因となつたものと思われ。しかしながら、この観点からすると、

例えば当事者の一方が独自の調査の結果真実と信じたことに基づき相手方の名誉を毀損した場合には、責任を認めざるを得ないこととなるが、その線引きは必ずしも明らかでない。さらに、社会科学の論文の中には「真実」のみに基づいて議論を展開するわけではなく、仮設事例に基づき理論的可能性を検討する場合もあることまで考慮すると、そもそも新聞報道等を前提として成立してきた従来の名誉毀損に関する判例の基準をそのまま適用すること自体の是非についても、再検討の必要があるように思われる。

（筑波大学助教授・星野 豊）